

（趣旨）

第一条 この規則は、千葉県過疎地域県税課税免除条例（令和三年千葉県条例第三十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第二条第四項の所得金額の算定の方法）

第二条 条例第二条第四項に規定する所得金額は、第一号に掲げる所得に第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。

- 一 県が条例第二条第四項に規定する者に課する事業税の課税標準となるべき所得
 - 二 条例第二条第四項に規定する者が県内の過疎地域の区域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内に有する同条第二項に規定する事業に係る事務所又は事業所の従業者の数をその者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して得た数
- 2 前項第二号の従業者の数は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の五十四第二項後段の規定の例により算定した数とする。

（届出書の様式等）

第三条 条例第五条の規定による届出は、過疎地域県税課税免除に関する届出書（別記第一号様式）を提出して行わなければならない。

- 2 前項の届出書（条例第二条第二項の規定により事業税の免除を受けようとする者が提出する届出書を除く。）には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 当該届出書を提出する者が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第四十号又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十七号に規定する青色申告書を提出することにつき税務官署の承認を受けている者であることを証明するに足る書類
 - 二 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第五項において準用する同法第十一条第三項又は同法第四十五条第四項において準用する同法第四十三条第二項の規定により税務官署に提出した特別償却に関する明細書の写し（同法第十二条第三項又は第四十五条第二項の規定の適用を受けていない場合は、その理由を記載した書類）
 - 三 条例第一条に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）の取得等をした日及び当該特別償却設備を事業の用に供した日並びに当該特別償却設備の取得価額及び耐用年数を明らかにする書類
 - 四 次に掲げる図面
 - イ 特別償却設備の取得等をした事務所又は事業所の全体の見取図
 - ロ 特別償却設備の配置の状況及び特別償却設備に係る従業者の数を明示した平面図（条例第二条第一項に規定する事業税の課税免除に係る届出の場合であって、当該届出を行う者が行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業又は倉庫業の法人であるときは、特別償却設備の配置の状況を明示した平面図）
 - 五 特別償却設備の取得等をした事務所又は事業所において行われている事業の概要を明らかにする書類
 - 六 条例第三条に規定する不動産取得税の課税免除に係る届出の場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 特別償却設備である家屋及びその敷地である土地に係る売買契約書その他の所有権の取得の日を明らかにする書類
 - ロ 特別償却設備である家屋にあつては、家屋の構造及び床面積を明らかにする平面図及び立面図
 - ハ 特別償却設備である家屋の敷地である土地にあつては、家屋の敷地である土地の地積を明らかにする図面及び当該家屋の建設の着手があつた日を明らかにする書類
 - 七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(課税免除通知)

第四条 知事は、課税免除を決定した場合は、過疎地域県税課税免除通知書（別記第二号様式）により、当該課税免除を受ける者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(千葉県過疎地域県税課税免除条例施行規則の廃止)
- 2 千葉県過疎地域県税課税免除条例施行規則（平成二十二年千葉県規則第三十九号）は、廃止する。
(千葉県過疎地域県税課税免除条例施行規則の廃止に伴う経過措置)
- 3 条例附則第三項に規定する者については、前項の規定による廃止前の千葉県過疎地域県税課税免除条例施行規則第三条及び第四条並びに別記様式の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同規則第三条第一項中「条例」とあるのは「千葉県過疎地域県税課税免除条例（令和三年千葉県条例第三十三号）附則第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例附則第二項の規定による廃止前の条例（以下「旧条例」という。）」と、同条第二項第三号中「条例第一条」とあるのは「旧条例第二条第一項」と、同項第四号ロ及び第六号中「条例」とあるのは「旧条例」と、別記様式中「千葉県過疎地域県税課税免除条例」とあるのは「令和3年条例附則第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例附則第二項の規定による廃止前の千葉県過疎地域県税課税免除条例」とする。